

第 1 期

阿久比町重層的支援体制整備事業実施計画 (令和 7 年度・令和 8 年度)

令和 7 年 3 月

阿久比町

1. 計画策定の背景

国および地域の少子高齢・人口減少が進行する中で、核家族化や単身世帯の増加、就労の形態の変化、ライフスタイルの多様化等により生活課題も複雑化・複合化が進んでいます。介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、高齢の親が無職の子どもの支援を行う「8050問題」等、従来のような高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった専門分野ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。

このようなケースに対する対応として、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設されました。

また、これまでは高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野ごとの制度に基づき交付されていた国や県からの補助が、「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、第106条の9）として一括して交付され、一体的に執行することができるようになりました。

これらを踏まえ、本町における地域共生社会の実現を図るべく、「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「重層事業実施計画」という。）を策定しました。

2. 重層事業の目的

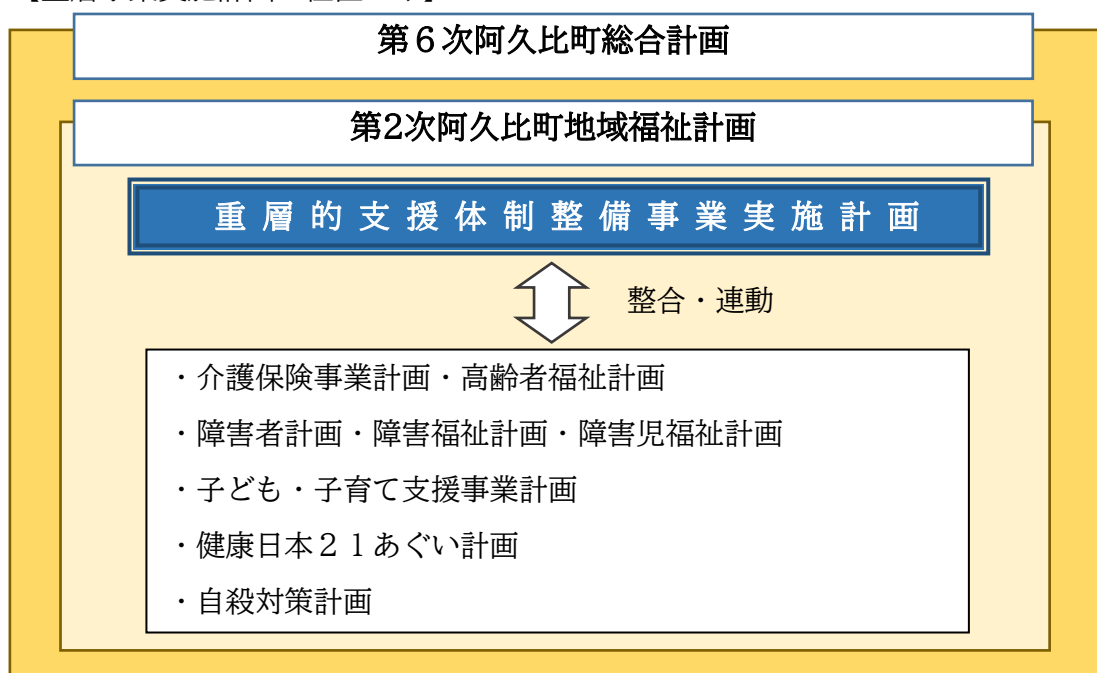
重層事業は、既存の高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、包括的な支援体制を構築するため、「①包括的相談支援事業」、「②参加支援事業」、「③地域づくり事業」の3つの支援を核として、一体的に実施することで、重層的なセーフティーネットの構築を目指すものであり、その対象者は、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった属性を問わない全ての住民です。また、これら3つの支援を効果的・円滑に実施するために、「④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「⑤多機関協働事業」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施します。

3. 重層事業実施計画の位置づけ

(1)他の関連計画との関係

重層事業の実施にあたり、重層事業実施計画の策定が努力義務として規定されており（法第106条の5）、同法に基づき策定する市町村計画となります。地域共生社会を理念とした「第2次阿久比町地域福祉計画（令和3年度～8年度）」（以下「地域福祉計画」という。）を上位計画とし、町の最上位である「第6次阿久比町総合計画」、福祉分野別計画とも整合・連動を図ります。

【重層事業実施計画の位置づけ】



(2)地域福祉計画と重層事業の関係

本町の地域福祉計画の基本理念である「すべての人が地域で共に生き、支え合う『つながる』まち、あぐい」が本町における地域福祉の目指す方向性であり、地域共生社会を実現するために3つの基本目標を掲げています。重層事業との関係は以下のとおりです。

基本目標	関連する重層事業
基本目標1 孤立なく、つながる安心のまちづくり	包括的相談支援事業 参加支援事業 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 多機関協働事業
基本目標2 次世代につながる支え合いの地域づくり	参加支援事業 地域づくり事業
基本目標3 パートナーシップでつながる担い手づくり	参加支援事業 地域づくり事業

(3)計画の期間

重層事業実施計画は、地域福祉計画や福祉分野別計画との整合・連動を図るため、計画期間を令和7年度、令和8年度の2年とし、以降は3カ年の計画期間とします。

重層事業実施計画は、上位計画の推進母体である「地域福祉計画推進委員会」へ定期的に実施状況を報告し、必要に応じて計画の内容の見直しや方向性を決定します。

		令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
総合計画		第6次計画						
地域福祉計画		第2期計画 後 期			第3期計画 前 期			
重層的支援体制整備 事業実施計画			第1期計画		第2期計画		第3期	
福 祉 分 野 別 計 画	介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画	第9期計画			第10期計画		第11期	
	障害者計画	第4次計画						第5次
	障害福祉計画	第7期計画			第8期計画		第9期	
	障害児福祉計画	第3期計画			第4期計画		第5期	
	子ども・子育て支 援事業計画	第2期	第3期計画				第4期	
	健康21あぐい計画	第3次計画						
	自殺対策計画	第2期計画					第3期計画	

4. 重層事業の実施内容

これまで福祉に関する相談は、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野ごとに対応してきましたが、複雑化・複合化したニーズに対応しきれないケースがあったことから、住民の困りごとに対し、「断らない相談」「属性を問わない相談受付」の体制を強化するため、既存の相談支援を一体的に実施し、本人やその世帯に寄り添い、伴走支援を行い、世代や属性を超えたニーズに対応していく包括的な支援体制の整備を実施します。

法第106条の4第2項に規定されている重層事業の内容について、本町では以下のとおり実施します。

	法第106条の4第2項各号	事業内容
(1)	第1号	包括的相談支援事業
(2)	第2号	参加支援事業
(3)	第3号	地域づくり事業
(4)	第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
(5)	第5号	多機関協働事業
	第6号	支援プランの作成

(1)包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野ごとに実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の世代、属性、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を実施します。

受け止めた相談のうち、当該包括的相談支援事業者のみでは解決が困難な場合には、地域における支援関係機関のネットワークを活用し、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うとともに、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を実施します。

本町における包括的相談支援事業は、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える本人やその世帯への支援として、既存の相談支援事業を中心に、教育分野とも連携を図り、制度の狭間にまで行き届くよう相談支援の充実を図ります。

対象となる事業	町が実施する事業及び体制
地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の 45第2項第1号～第3号)	【対 象 者】 65歳以上の高齢者等 【実施方式】 委託 【委 託 先】 阿久比町社会福祉協議会 【所管部署】 ふくし課高齢介護係 【内 容】 市町村が設置主体となり、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を実施します。
障害者相談支援事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号)	【対 象 者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 委託 【委 託 先】 社会福祉法人 愛光園 【事 業 名】 阿久比町障がい者相談支援センター 【所管部署】 ふくし課障害福祉係 【内 容】 障がいの種別や年齢に関わらず、様々な相談に対応するとともに、相談支援事業者との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図ります。
利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	【対 象 者】 妊産婦、子ども及びその家族等 【実施方式】 直営 【事 業 名】 阿久比町こども家庭センター、妊婦等包括相談支援事業 【所管部署】 保健こども課保健係・こども相談係 【内 容】 母子保健や育児に関する様々な課題・悩みや子どもに関する相談全般に対応するため、保健師や臨床心理士等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や虐待への予防的な対応を図る相談支援体制を構築します。
福祉事務所未設置町村による相談事業 (生活困窮者自立支援法第11条第1項)	【対 象 者】 現に生活に困窮している、又は将来において生活困窮になり得る人及びその家族等 【実施方式】 直営 【所管部署】 ふくし課社会福祉係 【内 容】 経済的に困窮している方の相談を受け付け、必要な制度の情報提供や福祉事務所と連携し、支援を実施します。

(2)参加支援事業

参加支援事業は、「柔軟な社会参加の実現」に向け、参加支援が既存の各制度における社会参加事業では対応できない方に対し、新たな社会資源の開発や支援メニューのマッチングを行う事業です。

本人やその世帯のニーズや抱える課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを実施します。また、既存の社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成します。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を実施します。

本町における参加支援事業は、多機関協働事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と共にコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）が一体的に実施し、生活支援体制整備事業における地域資源の開発やネットワーク構築を活用し、本人等のニーズに沿った参加支援事業を実施します。

対象となる事業	町の実施する事業及び体制
参加支援事業	【対 象 者】住民 【実施方式】委託 【委 託 先】阿久比町社会福祉協議会 【所管部署】ふくし課社会福祉係 【内 容】 複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を実施します。

(3)地域づくり事業

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野ごとに実施している既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を実施します。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を図ります。

本町における地域づくり事業では、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人與人」「人と居場所」等をつなぎ合わせるとともに、町全域等のより広い圏域でもコーディネートを行うことで、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がっていくような働きかけを実施します。

また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

対象となる事業	町の実施する事業及び体制
一般介護予防事業の内の 地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の 45第1項第2号)	【対象者】主に65歳以上の高齢者 【実施方式】一部委託 【委託先】地元ボランティア 【所管部署】ふくし課高齢介護係 【内容】 住み慣れた地域で生活することができるよう高齢者健康保持対策事業(宅老所)等、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を実施します。
生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の 45第2項第5号)	【対象者】65歳以上の高齢者 【実施方式】委託 【委託先】阿久比町社会福祉協議会 【所管部署】ふくし課高齢介護係 【内容】 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、生活支援コーディネーターを阿久比町社会福祉協議会に設置します。また、高齢者のための生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化等、地域住民が主体となり、地域資源や困りごとを把握・整理し、地域課題の解決に向けて話し合いながら、支え合い活動を推進できる組織・人材の育成を推進します。

地域活動支援センター 機能強化事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号)	【対 象 者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 委託 【委 託 先】 民間事業者 【所管部署】 ふくし課障害福祉係 【内 容】 障がいを抱えている方の日常生活や社会生活をサポートし、創作的活動、又は生産活動の機会の提供と地域社会との交流の促進を図ります。
地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	【対 象 者】 就学前の親子 【実施方式】 直営 【実 施 名】 子育て支援センター「あぐびっぴ」 【所管部署】 保健こども課こども相談係 【内 容】 就学前の親子の育児不安の解消や保育に関する保護者同士の情報交換、保育士による相談活動等を通して子育て支援を実施します。
生活困窮者支援等のための 地域づくり事業 (生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱)	【対 象 者】 住民 【実施方式】 委託 【委 託 先】 阿久比町社会福祉協議会 【所管部署】 ふくし課社会福祉係 【内 容】 地域福祉計画の重点目標の推進や、地域福祉計画のネットワーク会議を活用して発見したニーズの紹介や新しい事業を検討します。

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人や支援につながることを拒む人等に対し、本人やその世帯と信頼関係を構築し、本人とのつながりづくりを行うための支援や対象者を発見するために、支援関係機関等とのネットワークや地域住民とのつながりづくりを行う事業です。

本町のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、多機関協働事業や参加支援事業において CSW が一体的に実施し、地域に出向いて支援します。

また、民生委員・児童委員等の関係者と連携し、困りごとを抱える本人やその世帯を早期発見するよう支援を実施します。

対象となる事業	町の実施する事業及び体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【対 象 者】自ら支援を求めることができない人、既存の制度における社会参加支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人 【実施方式】委託 【委 託 先】阿久比町社会福祉協議会 【所管部署】ふくし課社会福祉係 【内 容】 既存の社会資源では対応できない個別ニーズに対応するため、CSW が本人やその世帯の抱える課題を、訪問、電話、面接等を行う等アウトリーチにより発見・把握し、必要なサービスや支援機関、地域の社会資源等へつなぎ、支援メニューの作成等を実施します。つないだ後も継続的な見守りや伴走支援を実施します。

(5)多機関協働事業

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながった『複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが必要なケース』に対し、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理等、全体の調整機能を担う事業で、支援者を支援する役割も担います。

また、支援関係機関の間での有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ることを通じて、新たな福祉サービスやその他社会参加に資する取り組みや支援手法の創出を実施します。

なお、支援プランの作成については、多機関協働事業と一体的に実施します。

本町における多機関協働事業は、参加支援及びアウトリーチ等事業とともにCSWが一体的に実施することとし、複雑化・複合化する課題の解きほぐしを行い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を決定します。

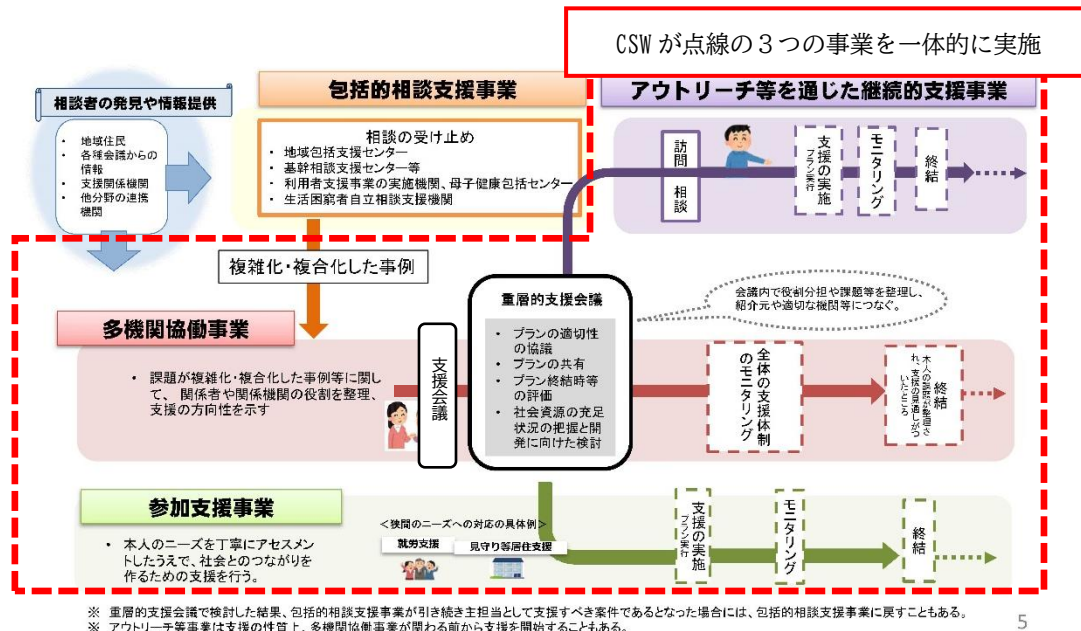
対象となる事業	町の実施する事業及び体制
多機関協働事業	【対 象 者】複数の分野にまたがり複合的な課題を抱えるために自ら支援を求めることができない人、単独の支援関係機関では対応が困難な支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が必要な人 【実施方式】委託 【委 託 先】阿久比町社会福祉協議会 【所管部署】ふくし課社会福祉係 【内 容】 CSW が困りごとを抱える本人やその世帯からの直接相談、アウトリーチによる支援、民生委員・児童委員等の協力者との連携支援を実施します。 また、包括的相談支援事業者からつながった複雑化・複合化する課題の解きほぐしを、後述の重層的支援会議、支援会議で行い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を決定します。

5. 重層事業の推進体制

(1) 重層事業の支援フロー

本町における重層事業のフローは、以下のとおりです。

- ア 相談者の世代、属性、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業者において包括的に相談を受け止め、又は CSW においてアウトリーチによる制度の狭間の相談支援を実施します。
- イ 包括的相談支援事業者又は CSW が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した事案は多機関協働事業として課題の整理・解きほぐしを行い、必要に応じて支援会議で支援関係機関の間での情報共有を図ります。
- ウ 課題整理・解きほぐしの結果、CSW は、包括的相談支援事業者や行政等と連携し各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めた「支援プラン」を作成し、重層的支援会議に諮り、支援関係機関の合意形成を図ります。
- エ 重層的支援会議を通じて、支援関係機関の間で支援の方向性に係る合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークの構築を図ります。
- オ CSW は多機関協働事業を中心に、必要に応じて参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を一体的に実施します。



出典：厚生労働省 令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業」ブロック別研修資料（点線等追記）

(2)重層的支援会議と支援会議

重層事業を効果的に実施するためには、多機関における連携や協働が重要です。重層的支援会議及び支援会議は、複雑化・複合化した課題を抱える相談者に対し、会議を通じて支援関係機関の間での情報共有や支援方法の検討を行い、円滑な支援を行うために開催するものです。

重層的支援会議は、法第106条の4第2項第5号に規定される会議であり、支援関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、関係機関の間での連携や支援プランの適切性、支援の終結、資源の把握や開発に向け検討します。

支援会議は、法第106条の6に規定された会議であり、会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、潜在的な課題を抱える人やその世帯に関する情報の共有を行うことが可能となります。地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々のケースの情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするため実施します。

【重層的支援会議と支援会議の体制】

	重層的支援会議 (法第106条の4第2項第5号)	支援会議 (法第106条の6)
主 催 者	阿久比町	
扱うケース	課題が複雑化・複合化しており、既存制度の連携では対応できないケース	本人同意が得られないが、課題が複雑化・複合化しており、情報共有等が必要なケース
会議の役割	・ 支援プランの適切性の協議 ・ 支援プラン終結時等の評価 ・ 地域資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	・ 潜在的な課題を抱えるケースの情報共有 ・ 見守りと支援方針の理解 ・ 緊急性があるケースへの対応
個人情報の共有に関する本人同意	あり	なし（構成員に守秘義務を課す）
作成するプラン	支援プラン	なし（別途記録作成）
開催頻度	必要性に応じて随時開催 （支援プラン作成後、重層的支援会議内にて支援プランの再評価の時期を協議し、その時期に合わせ開催）	半年に1回 （その他、必要性に応じて随時開催）

6. 用語解説

《あ行》

■アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない対象者へのアプローチの方法で、専門職員等が地域に積極的に出て対象者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。

■アセスメント

対象者の問題や状況の本質、原因等を理解し援助に必要な方針を立てるため、対象者が何を求めているのか正しく知り、対象者の能力や生活環境等を把握し、生活全般の課題を把握すること。

《か行》

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う専門職のこと。制度の狭間にある課題や複合的な課題への対応や、新たな支援の仕組みづくりのための調整やコーディネート等、地域づくりを行うこと。

《さ行》

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

《た行》

■ダブルケア

子育てと親等の介護を同時に行うこと。

■地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

■地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

《は行》

■8050問題

50代前後のひきこもりがちな子どもを、80代の親が養っている状態のこと。

■伴走支援

困りごとそのものの解決を目的とするだけでなく、困りごとを抱えたその人とながらいつづけることを目的とした支援のこと。

■包括的な支援体制

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮の分野ごとの相談体制では、対応が困難な世帯の中での課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域で孤立・排除されているケース等を確実に支援につなげ、かつ生活支援や就労支援等を一体的に実施することで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるよう、既存の相談支援機関を活用し、関係機関、地域住民、民生委員・児童委員等の地域関係者が連携する体制のこと。